

## 江戸時代に於ける藝團の組織とその統制

— 近江國關蟬丸神社を中心として —

渡 部 多 仲

### 目 次

- はしがき……………一、關蟬丸神社の由緒……………二、本社を圍繞する藝團の種類……………三、藝團の組織、その一―座組……………四、藝團の組織、その二―座組興行……………五、藝團の統制とその實績……………六、音曲諸藝の徒とその社會的地位

### はしがき

都の近く逢坂山に鎮座せる關蟬丸神社を中心として、

此處に音曲諸藝と呼ばれた一種の藝術團體が組織せられてゐたのは興味ある一の事實であるが、これが未だ學界に、一般には知られてゐないらしい。ここに作り成された此等の藝團は、さまで大規模な團體で無かつただけに、その内容が比較的よく解るのであつて、之によつて、江

戸時代に於ける此種の藝團の組織並に之が統制の一斑を窺ふことが出来、かねて又、神社行政の一面をも察することが出来やうかと思ふので、實は紹介の程度を出でぬ極めて不完全なものではあるが、いささか調査の結果を記して、博雅の士の御示教を仰ぎ、これが完璧を他日に期し度いと思ふ。

### 一 關蟬丸神社の由緒

關蟬丸神社といふのが今の公稱であつて、近時まで關清水蟬丸神社と呼ばれ、古くは關清水大明神・關清水蟬丸宮などと稱せられて、三井寺の近松寺をその別當と仰いでゐたのである。本社鎮座の年歴は未だ之を審かにしな

いのであるが、本來は此の逢坂の守護神としてやがては關の明神として道祖神を齋祀せるに始まるかと思はれる。少くとも南北朝の頃に於いて、しか信ぜられてゐたことは、「寺門傳記補錄」卷五に明證があるのであつて、當時本社は、關の明神として崇敬せられると共に又、蟬丸宮として尊崇を博せられてゐた。蟬丸公勸請の年曆も亦不明であるが、いつの頃か一度そのことあつて後は、蟬丸公の神威いよよ赫々たるを見、一船世人には多く蟬丸宮として讃仰せられるやうになつたと解せられる。本社は現時上・下兩社に分かれたれ、上社は猿田彦命を、而して下社は豊玉姬命を、夫々その主神と仰ぎ、これが相殿にはいつれも蟬丸公を奉祭してゐるのであつて、これには由つて來るところの理由あるべく、單に明治初年時の紛雜の際に於ける偶然なる發現とのみ見るべきものではあるまいと思ふ。

それは兎に角、已に本社が蟬丸公の神威の下に世の崇敬を博するやうになれば、茲に祭神その人の神格の發現を見るに至るは理の當然である。

江戸時代に於ける藝團の組織とその統制

公が頗る琵琶に堪能であつたとの傳へは已に既に人口に膾炙するところ、逢坂關の邊に閑居せられて、常住琵琶を彈じてその獨りを樂しまれた話は、よ程古くからの傳説であつた。従つて、神となられた蟬丸公は、此の傳説に副ふべく、音曲の神として、その神威を顯揚せらるべきことも自然の數であるが、果せる哉、公は音曲諸藝道の祖神として、博くその崇敬をあつめられたのであつた。いま本社には、これが史實を語るべき多くの文書記録の類が襲藏せられてゐる。

社傳によれば、村上天皇の御宇天徳二年に蟬丸宮の造營あり、次いで冷泉天皇の御代安和二年に「宣旨」なるものを賜はり、それに

醍醐帝第四皇子日本國中説教讚語勸進師音曲諸藝道之祖神也

と遊ばされ、附するに左の添書を以つてせられたといふ。

右等之者へ當社別當所る免狀差出ス者也

已に音曲諸藝道の祖神である。そして、苟くも斯道に携はらむとする程のものはすべて當社別當所より、その免

許を受くべきものである。而して、事は畏くも「宜旨」に出で勅諭によるものである。されば、蟬丸宮を以つて見れば、音曲諸藝道の徒は總て本社に支配に屬すべきものであり、本社はその總本である。故に、斯の道の士にして今人口に膾炙する程の人々は、一例へば、出雲阿國が文祿年中、禿髮僧衣大珠數を頸にして男舞を始める際にも、又、淨瑠璃節の開祖と云はれる角澤檢校の門弟引田淡路掾なるものが、人形操座をはじめ、勸進操師となつて、「日本操座宗匠諸藝司」と名乗を上げる折にも、將又、薩摩入道淨雲が「説教天下第一」と稱して一流の人形芝居を始める時にも、すべて蟬丸宮即ち本社の免許を得てのことであつた、と云々。

社記は尙此の外、諸種の説話を語る。私はいま此等の社傳に就いて兎角の言を爲さむとするものではない。況んや、謂ふところの「宜旨」に関しては尙更である。ここでは只、その多くの事、就中かの「宜旨」なるものが江戸時代のはじめに於いて已に、一個の信念として、一部斯の道の人士に深くも信ぜられてゐたといふこと、これが

歴史とした一の史實であつたことを述ぶるに止めて置き度い。

それに就けても、蟬丸宮の自負するが如く、所謂説教讚語その他音曲諸藝の徒が、すべて此の宮の支配に屬するものでは無かつたので、例へば、祭文の徒が嵯峨御所から免許を受けてゐた事實は、本社に於いても之を認めてゐたことであり、その他、此の宮の主張するところは如何にもあれ、事實に於いて、攝津國西宮を中心として一の操座が成立して居り、又、淡路の三條を根據とする操座も、確かに存在してゐたのである。(後者の如きは、今にその命脈を絶たず、現に地方に巡業してゐるのであるが、これは明かに獨立した一個の存在であつて、此處に於いても亦「御繪旨」なる一卷を奉じて、斯道諸藝之司と誇稱し來つたものであつた)。故に、蟬丸宮の云ふところは、云はば世の本家争ひにも比すべく、實は一己の自負に過ぎないと云はねばなるまい。

さあれ、之を史實に徴して、本社を中心とする此等藝團の組織並にこれが統制は、前記の二三に較べて、比較

的見るべき規模を具へてゐたことは、否むべからざる事實であつて、現存の史料に徴して見ても、此等謂はゆる説教讚語の徒が廣く諸國に散在して、其の地に居して生計を營んでゐた者が尠くないのであつた。何分にも祭神が蟬丸公であり、而して鎮座の地が特に公と縁故の深い逢坂山であるから、之が、此の一團の發展上頗る有利に作用したこともあらう。江戸泰平の昌運に恵まれて、一般に、統一と體系とを求むるの氣運に際會しては、愈々その組織を促がし、統制ある集團に作り成さるべきは理の當然である。然らば、その組織並に統制は如何。

## 二、本社を圍繞する藝團の種類

それを述べるに先だつて、謂ふところの説教讚語その他音曲諸藝とは如何なるものであるか、先づその種類に就いて一言して置く必要があると思ふ。

いま之を、本社所藏の文書(註)に就いて見れば次の如きものであつた。

歌舞伎物間似狂言盡

藝役者 並 旅藝役者

十三香具師

通俗講釋師

浮世咄師

讚語

琵琶法師 並 瞽女

歌念佛

歌諷

淨瑠璃語り師

勸進師

辻能狂言師

辻角力

長吏方 並 木戸方

小見世物

合樂旅賣

音曲道

放歌師

白拍子

祭文師

傀儡遊女

説教 人形操師

江戸時代に於ける藝團の組織とその統制

第二十二卷 第一號 一七三

## 三味線方

右に掲ぐるものが所謂音曲諸藝道に屬する。その種類が相當廣きに亙ると齊しく、地理的にも可なり廣い範圍に及んでゐた。いま試みに、それ等の徒の座組を成すものに就いて、本社所藏の文書記録の上に、確實にそれを跡つけ得るものを検出すれば凡そ次の如くであつて、即ち、畿内は云ふに及ばず、伊賀（此國に特に其數多し）、伊勢より東は遠く參河・信濃の諸國に及び（この地方は特に參河に多し）、西は播磨・美作を経て備前に達し（此の地方特に備前に多し）、南の方海を越えて四國に伸びてゐる（四國地方では讃岐特に多し）。

更に、此等の徒にして本社より免許を請得た者の數に就いて見るに、素よりその正確な數字は容易に期し得られないのであるが、しかし、その一端を窺ふべき史料に、「説教座芝居名代並末流免許扣」と題せられた一書あり（綴本壹冊、本社所藏、當時の臺帳として尊重すべきものである）、之に名を載せられたるもの、安政四年十二月より文久二年四月に至る四年五ヶ月間に於いて都合百七十

二人であつた。他の一冊「備前筋並隣國免許扣」では、文久二年二月より元治元年四月に至る二年三ヶ月間に於いて、都合百二十二名がその名を列ねてゐる。後者は云ふまでも無く、備前筋なる一管區（當時之を向寄と呼んだ）のみの計數に過ぎぬのであるから、之によつて推考して見ても、本社配下の徒は必ずや尠なからぬ數に達してゐたであらふと思ふ。

註 此の文書では、前記の如く、所謂末派なるもの甘を掲記して、之を更に「四流」に約し、よく形式立て、ゐるのであるが、それだけに反つて、無理な作爲が認められる。現に、享保廿年十一月江戸に於いて、所謂十三香具職なるものに就いて取調が行はれた時の答申に参照すれば、彼是混雜してゐるのであつて、例へば、諸國寶樂の觸賣取次の如き、彼此重複してゐる。因みに此の香具職十三種の内には、辻醫者・懷中掛香賣などあり、これが一面當局の牒報機關たる職務を兼ねてゐたことは注意すべき點であるが、事の煩雜に亙るを避けて、こゝには述べないで置く。

尚、説教芝居に就いては、安政四年十二月三井寺役人片木鶴殿よりの届書に

説教芝居之趣意等、文化之度御尋ニ付申上候通、世人教化之ため説教俗談を基と仕、其時之人情ニ相叶候今様風俗を

相交、且説教者、十三歳已下之者共ヲ以、興行仕候義ニ而、  
云々

と記されてゐるところによつて、略々その内容を窺ふことが  
出来る

### 三、藝團の組織、その一—座組

所謂音曲諸藝の徒は、前述の如く各種の部類をなして  
居り、それが蟬丸宮の免許狀の保證の下に、其の藝業に  
安んじてゐたのであるから、ここに當然一の組織が存在  
せねばならぬわけである。いま之を、史料の示すところ  
によつて、その跡を尋ねて見やう。但し茲では、部類の  
各個に及ばず只その中、比較的形の整つたものと認むべ  
き説教者のそれに就いて述べることにする。尙、正確に  
は、年時的なる變遷をも考慮に入れて觀察すべきである  
が、今はただ靜的な貌に於いてのみ考察するに止める。

(一) 此等の徒は、まづ本社 of 免許を要した。その免  
許狀は左の如き書式のものであつた。

#### 關清水蟬丸宮末流

江戸時代に於ける藝團の組織とその統制

説教 片岡 才助

右、免狀如件

文化十二年九月

蟬丸宮別當所 (印)

關清水蟬丸末流

説教 中川重次郎

右、合藝弘通、諸國巡行可爲隨意、任先規免狀如  
件

文化十四年三月

三井蟬丸宮別當所 (印)

免狀は蟬丸宮より適宜下附するものであつた。その際  
本社に於いては、此等音曲道に熱心懇望之者に對して、  
一應の吟味を遂げ、その筋目を正すことは勿論である。  
免狀は蟬丸宮別當所の名に於いて、其處の政所より遣は  
される。政所は、免許の願出ある毎に之を學頭代に伺出  
で、その下知を受くべきものであつた。

かく、彼等は蟬丸宮の免許にて凡そ事足るのである  
が、併し尙、蟬丸宮の末流として説教の免許を受くる場

合には、その趣、幕府の代官所又は領主の郡方役所へ願出且つ届出づる必要があつた。

(二) 已にして免許を受けた以上、御本山即ち蟬丸宮の末流として、本山の支配に屬し、本社のみする諸々の裁配に服せねばならぬ。所謂諸々の裁配に就いては、文化三年五月の「説教者古法掟」によれば凡そ十六條あり、之には、數字に亘ることまで具體的に記されてゐるのであるが、いま其の要領を擧ぐれば次の如くである。

一、説教讚語之職を勤むるものは必ず本社の免狀を受くべきこと

一、本社の祭禮神事には必ず參仕すべきこと

一、燈明料その他の課役並に禮物は必ず進納すべきこと

一、説教者の裝束は染色に次第ありて素すべからざること、並に、説教者は素りに國名稱號等を附すべからざること

一、家職相續又は弟子取の場合には必ず本社に届出づ

べきこと

一、座組芝居等興行せんとする場合には別に免許を受くべきこと

一、別當職執行代替の節は必ず下附せられてゐる卷物並に諸免狀を持參し、時の執行の加判を受くべきこと

一、諸國諸勸進に當つて、氏などの儀を申立て、お互に穿鑿をせぬこと

一、尤も、遠國他所に於いて無免許の説教者に會つた場合には吟味を致し、本社の免許を頂戴せしめるやうに、互に心掛くべきこと

一、別當よりの示達は早速遵奉すべきこと、並に、公儀の御法度は堅く相守るべきこと

要するに、蟬丸宮に對して克く忠勤を抽んずべきことと、能くその統制に服して、敢て非分を致すべからざることとを規定したものであつて、説教者からは勿論、此の古法度掟に定むるところをよく遵奉すべく、請書を捧けて盟つてゐるのである。

(三) かくて、説教者たるの免許を受けたものは、宜

しきに從つて一の座組を作る。組毎に本社からは「關清水大明神蟬丸宮御由來之卷物」なるものを授與せられるので、此の卷物が一座團結の精神的中心をなすものと認められる。所謂「御由來之卷物」に就いては、その原本は未だ管見に入らぬのであるが、これが内容は、本社藏の記録即ち「蟬丸宮古規古傳由緒書、説教讚語師卷物寫」によつて之を窺ふことが出来る。(所收の「御縁起卷物」と題する一文が恐らくそれであらうが、これは和漢混淆體の、實は極めて拙劣な文である。又、「關清水蟬丸宮説教音曲由緒之記」と題せられた短文も存する。これは漢文に成り、その末尾に「萬壽二年乙丑六月二十日、菅原師長聊カ記大槩、之をのこす」とあるが、素より後世の假記にかかるものである)。

(四) 座組には別に又、掟があつた。安政五年正月間本座組美根太夫以下五十六名連署の請書によると、この説教祭文座に於いて守るべきものとして、公儀之御法度及び時々の御觸達のこと、與行の市は火之要心入念のこと、博奕掛談勝負事を慎しむべきこと、又、御役人方見

廻の節無禮のこと無きやう注意すべきこと等を擧げたる後、

説教座芝居者不及申上、其外諸藝道祭文座之外、紛敷興行一切仕間敷候、若同座之内、心得違致、外藝似寄候事共仕候儀、達御聽候ハハ、御免許御取放之上、一同江如何様と可被仰付候

との一項を掲げ、最後に、例によつて、本社 of 神事役義は必ず奉仕致すべきことを誓つてゐる。而して、その奥に、右座中頭取として、村越勇助以下十七名が之に連署加判してゐるのである。

(五) 次に、これ等の説教座組を取締る機關が、別に又置かれてゐた。それが説教取締所である。この説教取締所の組織に就いては併し不明の點あり、恐らく中央機關として存在してゐたかと思はれるのであるが、尙それには又、「向寄取締方」なるものもあつて、之が方面を分つて、その地限りの取締に當つてゐたことが知られるのである。例へば、前記の安政五年正月の座組よりの請書の如きは、説教御取締所御役人中様と宛書されてゐて、



その實、大阪向寄取締方として保管せられてゐるのである。

#### 四、藝團の組織、その二―座組興行

かくの如くして、人が揃ひ、座組が出来、別に又、取締機關が成つた。然らば次に、興行をなさむとする場合は如何。

(一) 已に座組を爲したものが、ここに興行をなさむとするときは、別に又必ず、本社の免許を受くるを要した。此のことは、かの古法掟にも規定するところであつて、これが又、實際に勵行せられてゐたことは「説教座芝居名代 並末流免許扣」に明徴あり、その場合には、例へば天満天神社地限・高津宮社地限の如く、必ずその地を限つて、免許せられたのであつた。かく、其の地を限つたのは、一は取締上の便宜にもよることであらうが、思ふに、課役等の如き經濟的な理由に基づくものかと推せられる。

(二) 次に、櫓を擧げて歌舞を興行し得るものは、名

代免許を有するものに限られる。名代の者と雖も、その地の領主地頭等の認可を受くるにあらざれば、勿論興行は出来ない。故に、座組を爲し興行をなさむとする場合には、まづ名代を定め、これが免許を受けなければならぬ。名代はその一團の統領である。従つて又、その直接の責任者でもある。名代の免許は勿論蟬丸宮より受くるものであつて、免許の書式左の通り。

關清水蟬丸宮末流

説教譚語 名代清水吉次

右、於御靈宮社地限、芝居座組名代、任先規之例、

免許如件

安政四年十二月

蟬丸宮別當所 (印)

芝居名代の免許の願書は、別當所に宛て、本人より提出するものであり、この願書には、説教取締方惣代の加判が添へられてゐる。幸ひに、願の趣が聞届けられ、名代額の下附せられる時には、改めて請書を捧げる。即ち左の如くである。

御請書

一、御靈社説教座名代御額

右、今般御書下被爲成下、慥ニ御預リ申上候、然ル上

若大切相守護可仕候、尙又、萬一出火等之節者、

第一ニ取退、卒爾無之様可仕候、依而御請書奉差

上候所如件

安政四年巳十二月

御靈社名代

清水 吉次 印

證人 河野 竹藏 印

御別當所

御役人中様

興行はその度毎に、名代より願出づべきものであり、

その願書には、興行場所たる、例へば宮地の場合には其

處の社務神主社家總代等が、これに奥印して如法に取締

方の趣旨に添ふべく、自然興行人と馴合ふて紛はしき取

計らひを爲し、又は如何はしき筋を承知しながら放任す

るが如きこと無きを誓約してゐるのである。

名代とは抑々如何なるものであるか、茲で改めて一言

して見たいと思ふ。

名代の語を聞いて直ちに連想せられることは、今も演

藝界に於いて用ひられてゐる名題である。名題は、云ふ

までも無く、演技の士に與へられたる一種の格であつ

て、身分なり技倆なりの優越を示す。云はば一の稱號で

ある。ここに云ふ名代は、それと稱呼が相通じ、文字も

亦似通つてゐる許りで無く、事實その性質に於いても同

様かと見られる節があるのであつて、例へば、前掲の名

代免許狀に就いて見ても、芝居座組名代を免許するに當

つて特に、名代清水吉次と斷つてあるのである。その外、

留書の類にも「尤、名代と相成候得者、其者之株にも候間、

急度致たる冥加差出候様」云々、などと見えてゐて、こ

こに云ふ株なる文字は、俗にいふ「お株を取られた」な

どの株に等しく、云はば、その人の看板であると解せら

れるのである。

然しながら、更に検討して見ると、斯くの如く解した

のみでは諒解し難い場合が尠くないのであつて、之はや

はり、その反面に於いては、俗人として俗界との交渉に

當り、その一座の代表者たるの地位に立つものと解し度い。現に、前記の名代清水吉次なるものに就いても、社記の語るところによれば左の如きものであつた。

一、御靈社名代 清水 吉次

右者御役所組同心之次座、定詰衆頭分元ニ御座候、卯年來此者手續ヲ以、與力衆江内談、且善折を見合セ、市中或ハ舟行坏ト申掛ケ、席屋等ニ而度度付合、色々道付致シ候上、咄シ頼込候事ニ付、其縁ヲ以、遣シ候事ニ御座候而して、彼は又、「大阪内平野町二丁目、明石屋又三郎貸屋、清水吉次」とも記されてゐる者であつて、彼は決して技藝の士では無い。(尤も、明かな演技の徒でも、例へば、岡本美根太夫なるものは、その實、大阪難波土橋、伊七屋彌左衛門貸屋、梶川啓次郎事、と記されて居り、又、美津太夫と號する者も、實は、同日本橋貳丁目、明石ヤ利兵衛貸屋、美濃ヤ長藏事岡本美根太夫なのであるから、彼清水吉次に就いても、尙穿鑿すれば、藝俗兩界に兩棲して一人二役を演じてゐたのかも知れない)。

尙、この清水吉次を名代とする、此の度の御靈社一座

を檢するに、演技の徒即ち役者はすべて十一人であつた。試みにその名を記す。

御靈社役者一組

市川 玉猿	三升由三郎	嵐 芳三郎
中村富之丞	中村松之助	中村政之助
嵐 榮次郎	市川松三郎	市川壽美松
市川 米次	頭取 尾上 朝綠	

これ等十一人の徒は所謂芝居小屋役者であつて、就れも安政五年三月に蟬丸宮より、同宮末流の説教者たる免許を頂戴してゐるのである。

説教芝居を興行する場合、建物は臨時の小屋掛とすべきものであり、自然柱も掘込となし繩がらみに仕立つべきで、常設芝居小屋に紛れざるやう、この點特に注意を要した。説教者は既記の如く、十三歳以下の者に限られ、それより年長者は一人も差加ふることを許されぬ。且又衣類は木綿を用ふべく、いかがはしき狂言は勿論禁制である。操座・淨ルリ興行の義も亦、これに准じて進退すべく取締られるのであつた。

説教芝居は、畢竟は當座の見世ものに見ぎ無いのであるが、それでも、庶民の娯樂機關としては相當な人氣を博したものと見られるので、例へば、正徳三年の候には、京都に日暮八大夫なる説教讚語の座組あり、これが、其地の寺社境内に於いて一ヶ年に三十日宛三度興行したとの記録もあり、寛政十年には大阪南堀江町の説教者清水金太夫なるものが、その地の三社境内に於ける興行を願出でるに當つて、此の先例を引き、十二ヶ月共興行致し度く、何卒それを許されるやうに願出て、免許を得てゐる事實もある。

## 五、藝團の統制とその實績

いま神社側より見て、これ等藝團に對して望むところのものとは何か、それは物質的利益にあつたと考へられる。全部とは云はずとも、少くともそれが最重要事であつた。この事は、諸般の掟書よりして、又彼等からの請書の示す内容よりして推知せられるところである。例へば、かの古法掟を見ても、全十六條の内、課役禮物に關

する明白な規定が四ヶ條程あり、その外、物質的利益に直接關係ありと認むべき條項が、残りの大半を占めてゐるのであつて、しかも、藝道に精進すべく勸奨の言葉は殆んど述べられてゐないのである。この點むしる現金に過ぎはしまいかと思はれる位のものであつた。

然らば、求むるところの物質的利益には如何なるものがあつたであらうか。いま之を安政年度の記録に徴すれば次の如きものであつた。

免許料 但、名代大夫號之者へ定置

一、金百疋 但、繼目切替之節同斷之事

一、神役料六百文

一、燈明料三百文 年々五月廿四日登山之節上納之事

免許料 但、役者並弟子分之者へ定置

一、銀壹兩 但、繼目切替之節同斷之事

一、燈明料三百文 年々五月廿四日神事迄ニ向寄取

締所へ持參之事

凡そ右の如き規定であつた。しかし問題は、神社に果して、此等の藝團を統御するだけの力があり、仍つて以

つて、目指すところの利益を充分に擧げ得たか否かにあ  
る。

成る程、中には、神威よく輝き此等諸藝の徒の心服を  
贏ち得てゐた實例がある。一例を擧ぐれば、文化九年六  
月の讃岐國植田村説教者藤井愛太夫の願書の如きその好  
例であつて、之によれば、此年四月同人の組内の者二人  
が長州長門嶋へ稼業に出向いたのであつたが、其處で惡  
者に附けられ、色々無理難題を申懸けられて困惑の折柄、  
愛太夫が本社の免狀を持參して彼地に渡り、代官所に懸  
合つたところ、早速埒明き、惡者からは詫狀の一札を得、  
斯くして彼等は従前通り商賣が出来るやうになつたばか  
りでなく、爾來「殊ニ物慥ニ相成」り、かへつて結果がよ  
ろしかつた。これ全く「御本山様之御影ヲ以、丸勝仕候」  
ことにして、彼愛太夫は頗る喜悅渴仰の意を致してゐる  
のであつて、それにつけて、蟬丸宮の大小の御守札四十  
五枚の下附を同社へ懇望してゐるのである。而して又、  
この愛太夫は、年々の課役等を怠りなく完納し來つたも  
のであることも、同書によつて知られるのであるが、單

に彼のみならず、その組内氏子中なども、實直に蟬丸宮  
に奉仕してゐた有様は、本書に窺はれるところである。

右の如きはその一例に過ぎず、尙延享二年の「歳中請  
拂覺帳」に就いて見ても、當時諸國散在の説教者から相  
應な奉納金のあつたことが實證せられる。

その外、社藏の文書類に徴して見るに、寛政六年三月  
の交、京都奉行所から蟬丸宮由緒の説教者流免許之次第  
等を尋ねられて、之を届出て居り、翌七年十一月にも重  
ねて御尋ねがあつたに付けて委細上申し、且つ諸國散在  
の説教者共を取調べ、これ等調査濟の國々の分を書上げ、  
届出たとの記事もあるところより見れば、此の當時にあ  
つても、或る程度まで統制が保たれてゐたことだけは確  
實と認むべきであらう。同じ頃即ち寛政十年に、大阪表  
に在つて芝居座組免狀を請けてゐた者が、一旦中絶して  
ゐた座組の興行を、この時重ねて願立つたに付いて、  
寺門からも願書を遣はされて、それが興行せられること  
になつたことや、更に又當時、京都に居る説教名代の者  
は素より、餘國の座組名代の者共でも、當時蟬丸宮の免

狀を請け、退轉無く神祭役等も勤めて居り、夫々連綿興行してゐたことの記事も見えてゐる。

斯くの如く、一面に於いては、確かに或る程度の統制はついていたのであつて、さればこそ蟬丸宮も依然として今日まで社頭の輝きを保持し來つたのではあつたが、しかし、之を全般的に見るときは、事は然かく圓滑有效にのみ運ばれてゐたわけでは無く、その半面には可なり統制難を啣たしむるところがあつたかと推せられる節もあるのであるが、實は、この點を跡附けて行くには洵に史料の不足を歎ずるの外は無いので、私は此の不備を他日に保留して置き度いと思ふ。

## 六 音曲諸藝の徒とその社會的地位

蟬丸宮に隸屬する此等諸藝の徒が、苗字帶刀を許されてゐたのは一の特權であつた。但し、苗字を名乗り刀を帶し得るのは、その職分にのみ歸屬する。例せば、文政四年八月三井寺政所よりの屈書に、讚州植田村の説教者唯右衛門なるものの身上に就いて

尤、右之者讚州表ニおるても、素性常體之百姓共と同様之者ニ御座候得共、神役ニ當表。蟬丸宮 江籠登候節、又者、諸國江合樂賣弘ニ罷出候節ハ、職體ニ付、苗字をも爲相名乗候得共、畢賢ハ常體百姓之儀ニ御座候得音、云々

と述べて居り、又、讚州仁尾村の近藤孫四郎等が、文政五年七月組内關守兵待下司職の免許を得、繪符・挑灯を頂戴したに就いての請書にも

尤、御繪符御挑灯並ニ苗字帶刀共、御當山御用向而已ニ限り、御地頭様始其外江邊一切猥ニ相用ひ申間敷様被□附、御尤至極ニ奉畏候、云々

と記されてゐるところより見れば、大體に於いては、結局蟬丸宮内に限られてゐたやうである。彼等も、時として、此の特權を利用し亂用して、一般の社會に及ぼさんとしたかのやうでもあるが、しかし世間に於いては、やはりそれだけの待遇を、此等の徒には與へてゐなかつたやうである。

當時、蟬丸宮に於いて、これ等説教者は斷じて不淨な

ものではないと、此の點極力辯護してゐるのであり、またそれに相違はあるまいと、私も辯護してやり度いのであるが、しかし中には、實際に於いて當時一般に清淨とは目せられなかつた一種の職務に従事してゐるもののおつたことだけは否むわけには行かないのである。例へば、寶曆十三年十月近松寺役人より江州野田村への掛合の書狀に、同村の文右衛門なるものは説教者家筋之者に紛無之ことを認證し、且つ、同人はこれ迄家職渡世として、耕作をなす外に、「村方死人等有之時分へ穴堀等仕」由の、本人の申立を記した爲に、斯かることは説教者たるの職義に反すること故、「右體穢敷不淨之職相勤候義へ急度相成不申旨を當人へ申渡すと同時に、村方よりも、さ様の義を申付られぬやう、庄屋より一統へ申渡され度き旨を申入れてゐるのである。尙、該書に於いて特に、説教者は近江國以外、信州・勢州・尾州・濃州などにも多勢居るのであるが、右體の不淨等取扱ふものは曾て無いことを、入念に斷つてゐるのである。このことは、聽てその反面に於いて、當時世人が如何なる眼を以つて説教

者及びその家筋の者を見てゐたかを物語るものである。事實、此の種のことの原因因して瑣やかな問題を惹起した例も無いではない。即ち、享保元年に四月より八月の候にも及んで、津山領神戸村に於いて、隣接の大久保村に居住してゐる穢多と呼ばれたものと説教者との間に口論のことあり、「祝教者説教所のこと之義へ穢多同様之筋目與申、惡口雜言」した擧句が、説教者達より同村大庄屋並に大久保村庄屋に宛てて書狀を以つて願出たその意趣は「村方末々之者共、穢多同様ニ相心得候而へ祝教者身分相立不申、且亦、蟬丸宮御名之穢多ニ相成、御神慮之程恐多」いためであつた。之に就いては兩村當事者に於いて、極力内濟にせしめやうと努めたのであつたが、説教者側に於いては、相手方よりの口頭を以つての陳謝には満足せず、是非書面を以つてすべく、且つそれには今後の場合之儀をも相定むべき旨を強硬に主張して譲らないために、遂に破談となつてしまつたことがある。以つて、當時の尖鋭化しつゝある境地を窺ふべきである。尤も、此の時神戸村より三井寺近松寺への回答には、津山領内に

於いては、説教者に對して穢多同様之取扱は致さず、勿論前々より村方取扱來りのままに相濟して居ることを特に斷つてゐるのである。

尙茲に、更に一二の實例を擧げて、この點即ち一般社會とこれ等雜藝の士との關係をたづねて見たいと思ふ。

文政二年九月讚州仁尾村の總本太夫組の者より連署して願出た願書によると次の如くである。即ち、自分達は古より許されて説教職を勤め來つたものであつた。然るに、近來説教歌舞伎芝居が大坂表に於いて盛んに興行せられてゐるが、何分にも土地柄とて、此處へは諸國人が入込んで居り、それ等の者は、この説教の額看板をよく見ることである。ところが、之が自分達に頗る好ましからぬ影響を與へるといふのは、元來自分達は巡國賣藥渡世致してゐるものであるが、右の看板を見た人達が申觸れて「藥屋共義者説教者<sup>ニ</sup>而芝居役者同様之者」と、世上一統に申唱へられるやうになつては、自分達の得意先も失ひ、追々と渡世も手狭くなるやうになる。且又、自分達は國元に在つては百姓を致して居るものであり、日雇

や一季半季の奉公人などを召抱へてゐる身分であるが、右のやうな風説が擴まつては、奉公人は勿論日雇かせぎの者さへ來なくなる懼れがある。云々——これは、世人が當時説教者を如何に遇したかの例證となると思ふ。凡そ江戸時代に於いて、遊藝の徒が、例へば河原ものなどと賤しめられてゐたことは今更らしく云ふを要せぬことである。關清水大明神蟬丸宮之御末流と誇稱する此等音曲諸藝道の徒と雖も、亦その御多聞に漏れず、一般社會から蔑視せられてゐたことは、是非も無い次第と云はねばなるまい。

私は茲に、更に他の一例を擧げ度い。それは、文政四年八月説教者高山唯右衛門なるものから御本山即ち蟬丸宮へ差出した願書の一であつて、彼唯右衛門に就いては、響きに一言したところであるが、いま此の文面によつて窺はるとところは凡そ次の如きものであつた。

讚州丸龜領の植田村藤井愛太夫なる説教座組内の高山唯右衛門なるものが、文政四年八月の頃は備後五日市町に在り、當時此地に引越して已に居ること八年の久しき



に及び、名も島屋利八と改めて合藥商賣を營んでゐたのであつたが、「右説教職之者義言何歟穢敷筋合之もの」と心得られて、爲めに「世評區々」たるものあり、「自然人情相洩」れ、歎き暮して來たのであつた。それが、此の筋になつては「彌以、筋合糺しからざるもの」と心得られて、得意先も段々と減少するやうになり、「渡世成り難く必至難澁」致すまでに立至つた。仍つて思案の擧句、茲に蟬丸宮に願出でたわけであるが、何卒「御當山御威光ヲ以、役所表宗門帳へ差加へ」られ、永住居、居商賣の出來るやうに、御本山の御添翰にても附せられ度く、自分にも宜敷御願申上げたのであつた。蟬丸宮に於いては、早速同人の希望を容れて、領主藝州侯陣屋へ宛てて身分證明書を出した。即ち、右は蟬丸宮由緒あるものにて、當表より諸國合藥賣弘之免狀をも差遣はされてゐるものであり、何等別條無き者であるから、其地住居願之儀は、無御別條、御聞濟下され、人別宗旨等に御加へ下さるやう、宜敷御沙汰の程を懇々申入れたのであつた。然るに、之に對する先方よりの返書は極めて素氣ないものであつ

た。曰く、「郡内他所々入居住居之儀、當領作法通り茂有之候得共、差寄者唯右衛門入居之儀許容難致、依而不得止ヲ及御斷申候」云々。何すれば止むを得ないのか、全くその意を得ないのである。——斯くして、説教者唯右衛門は依然として、味氣無き世をつれ無くも渡らねばならなかつたのである。(畢)

【附記】 此の小篇は、過ぐる昭和四年に、即ち其年の九月廿一日、京都帝大の史學研究會の例會に於いて、同じ演題の下に試みた講演の草案を、昭和十年七月に至つて加筆成文したものであるが、尙意に満たぬものあるを、この度未定稿として、發表することにしたのである。未熟なるまゝ、之を發表することに對しては、深く大方の士の御宥恕を請はねばならない。尙又、本篇の對照となつた史料の存在を垂示せられた者は、京都帝大の中村直勝助教であつた。いま此のさ、やかなる一篇を公表するに當つて、私は右の次第に併せて、これが調査上、あらゆる便宜を與へられたる同神社々司三上泰弘氏の名を掲げ記して、厚く感謝の意を表するものである。

昭和十一年九月識